

Baycom VOD サービス利用規約

第1条（総則）

株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「B A Y」という）は、B A Yが別に定める Baycom TV 契約約款（以下「約款」という）並びにこの「Baycom VOD サービス利用規約」（以下「本規約」という）に基づき、約款で定める Baycom TV HD、Baycom TV デジタル、Baycom TV ライト（以下「デジタル放送サービス」という）に関するオプションサービスとして Baycom VOD サービス（以下「本サービス」という）を提供します。

第2条（規約の適用）

本規約は、B A Yが提供する本サービスに関し適用されるものとし、デジタル放送サービス加入者で本サービスを利用する加入者（以下「加入者」という）は、本規約を遵守するものとし、

2 B A Yは、本サービスの運營業務の一部を業務委託先に委託することが出来ます。

3 B A Yは、本規約を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の規約によるものとし、

第3条（本サービスの内容）

本サービスは、B A Yのネットワーク網および設備等を使用してB A Yおよび提携事業者が提供する映像その他のコンテンツ（以下「コンテンツ」という）の配信を受けるサービスです。

2 本規約の規定が約款の規定と矛盾する場合又は約款の規定に抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとし、

3 本規約に定めのない事項については、約款の規定が適用されるものとし、

第4条（サービス期間）

サービス期間は、本サービス加入期間とします。

2 本サービスは、デジタル放送サービスの契約の解除があった場合には、終了するものとし、

3 本サービスは、B A Yの都合により変更もしくは終了することがあります。

第5条（本サービスの提供条件）

本サービスの利用にあたっては、約款および本規約を承諾し、B A Yに申し込むものとします。所要事項は正確に事実を通知するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の通知をしてはならないものとし、

2 本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の加入者宅への成人向けコンテンツの提供は致しません。

第6条（本サービスの種類）

ＢＡＹは、加入者に対してＢＡＹが指定する本サービスに対応したデジタル放送サービス用セットトップボックス（以下「ＳＴＢ」という）を通じて、第３条に定める本サービスを提供します。本サービスには次の各号で定める種類があります。

（１）BaycomCH VOD

ＢＡＹが定めるコンテンツをコンテンツ毎に視聴できるサービスです。

（２）提携事業者が別に定めるサービス

提携事業者が別に定める規約に従い提供します。

第７条（購入パスワード）

ＢＡＹは、加入者に対し、本サービスの提供を受けるために必要となるパスワード（以下「購入パスワード」という）を、提携事業者を通じ郵送することにより通知します。

２ 購入パスワードは４桁の数字であり、ＢＡＹが別に定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとします。

３ 加入者は善良な管理者の注意をもって購入パスワードを管理及び保管するものとし、購入パスワードの使用上の過誤又は第三者による不正使用等について、ＢＡＹは、その責任を一切負わないものとします。また、加入者は前述の過誤又は不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額をＢＡＹに支払うものとします。

第８条（視聴年齢制限付コンテンツ）

本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ（以下「視聴年齢制限付コンテンツ」という。）があります。

２ 視聴年齢制限付コンテンツは、最低視聴年齢制限の設定又は解除のできるパスワード（以下「ロックナンバー」という）を用いることにより、視聴することができます。

３ ロックナンバーは、２０歳以上の加入者からの申請に対して、提携事業者を通じ郵送することにより通知します。

４ ロックナンバーは４桁の数字であり、ＢＡＹが別に定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとします。

５ 加入者は、ロックナンバーについて善良な管理者の注意を持って管理するものとし、不正使用が想定される事態を発見したときは、加入者がロックナンバーを変更する等の措置を講じるものとします。ＢＡＹは、最低視聴年齢に満たないものが視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しません。

第９条（視聴申込）

加入者はコンテンツを視聴するときは、デジタル放送サービス用ＳＴＢ付属のリモコンを用い、ＴＶ画面上にて視聴申し込みいただくものとします。なお、理由の如何を問わず、当該申込みを撤回し又は取り消すことはできないものとします。

２ 加入者は、前項に基づくコンテンツの視聴を申し込んだ時刻から起算してＢＡＹが別に定める期間が満了する時刻までに限り何度でも当該コンテンツを視聴できます。

第１０条（本サービスの料金）

本サービスの料金は基本利用料とコンテンツ利用料からなります。

2 本サービスの基本利用料は月額100円（消費税等相当額を含む）とします。

3 コンテンツ利用料は、加入者が本サービスを利用してコンテンツの視聴申し込みをした際に発生します。その額は、コンテンツの種類および数に応じ、B A Yおよび提携事業者が別に定めるものとします。

4 B A Yおよび提携事業者は、前項の金額を変更することがあります。なお、前条第2項で定めるコンテンツを視聴できる期間内に本サービスの料金が変更された場合であっても、当該コンテンツの視聴については、前条第1項に基づく当該コンテンツの視聴を申し込んだ時点における金額が適用されるものとします。

5 加入者は、本サービスの料金をデジタル放送サービス利用料金に追加してB A Yに支払うものとします。支払方法その他については、約款に準じて取扱います。

第11条（禁止行為）

加入者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) コンテンツを記録媒体に記録する行為
- (2) コンテンツを複製もしくは複製し、又は翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為
- (3) コンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
- (4) 第三者の購入パスワード等を使用して本サービスを利用する行為
- (5) 不正な手段を用いてB A Yが本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (6) 本サービスの提供に支障を来し、又はそのおそれがある行為
- (7) 前各号に定めるほか、B A Y又は第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、又はそのおそれがある行為
- (8) 法令もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれがある行為
- (9) その他、B A Yが別途指定する行為

第12条（一時中断）

B A Yは、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時中断することがあります。

- (1) B A Y及び提携事業者が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生し又は保守点検もしくは改修等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災その他の不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (3) デジタル放送サービスが中断した場合
- (4) その他、B A Yが本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2 B A Yは、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、B A Yが適当と判断する方法で事前に加入者に通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。

第13条（責任）

ＢＡＹは、コンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、いかなる保証も行わないものとします。

2 加入者が本サービスの利用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、ＢＡＹは、一切の責任を負わないものとし、加入者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害又は損失およびこれに関連するすべての問題を処理解決し、ＢＡＹに何ら負担が生じることのないようにするものとします。

3 加入者が本規約に違反した行為、又は不正もしくは違法な行為によってＢＡＹに損害を与えた場合、ＢＡＹは、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

4 加入者は、本サービス提供期間中、ＢＡＹから貸与された機器を善良な管理者の注意を持って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解又は損壊はしないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。

第14条（本サービスの利用の制限）

加入者は、ＢＡＹが事前に承認した場合（情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、ＢＡＹを通じ、事前に当該第三者の承認を取得することを含む）を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、加入者個人としての私的使用以外の目的には使用しないものとします。

2 加入者は本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、およびそれらの準備を目的とした行為を行わないものとします。

第15条（本サービスの停止および解除）

ＢＡＹは、加入者が次の各号のいずれかに該当するとＢＡＹが判断した場合、加入者への事前通知又は催告なしに、直ちに当該加入者に対し本サービス提供停止、又は本サービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、ＢＡＹは一切の責任を負わないものとします。

- (1) ＢＡＹへの届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2) 本サービス提供を妨害した場合
- (3) 本規約又は約款のいずれかに違反した場合
- (4) 本サービス利用に関連して、ＢＡＹ、他の加入者又は第三者に損害を与えたことが明らかな場合
- (5) デジタル放送サービスのサービス停止又は契約の解除がされた場合
- (6) その他、ＢＡＹが加入者として不適切と判断した場合

2 加入者が、デジタル放送サービスを解約したときは、何ら意思表示を行うことなく利用契約も終了するものとします。

第16条（解約）

加入者は本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の10日前までに所定の方法によりＢＡＹにその旨申し出るものとします。

2 加入者は解約の場合、第10条（本サービスの料金）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月末までに精算するものとします。

第17条（料金の返還）

加入者が月額プランを申し込んだ場合において、BAYの責に帰すべき事由によりそのサービスを提供しなかったときは、加入者からの申告に基づき本サービスが全く利用出来ない状態にあることをBAYが知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、当該サービスを利用する加入者の損害を賠償します。

この場合、BAYは当該サービスが全く利用出来ない状態にあることをBAYが知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該サービスの料金（但し、1日分の料金額は、月額料金を30で除して得た額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、BAYは、当該サービスを提供すべき場合において、BAYの故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、この限りではありません。

2 加入者が月額プラン以外を申し込んだ場合において、BAYの責に帰すべき事由により本サービスが全く利用できない状態が、その状態にあることをBAYが知った時刻から起算して1時間以上連続したとき、かつ第9条第1項に基づき視聴を申し込まれた有料のコンテンツに係る第9条第2項で定める期間が満了していないときは、BAYは加入者の申告に基づき当該本サービスに係る料金を返還します。

第18条（自営端末設備の接続）

加入者は、その加入者に係る加入者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号以下「技術基準適合認定規則」という）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器）、技術基準等に適合することについて電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「事業法」という）第68条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載したBAY所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 BAYは、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号以下「事業法施行規則」という）第31条で定める場合に該当するとき。

ウ BAYが別に定める端末設備の接続条件に適合しないとき。

3 BAYは、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行いま

す。

4 前項の検査を行う場合、B A Yの係員は、所定の証明書を提示します。

5 加入者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」という）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

6 加入者がその自営端末設備を変更したときについても、第1項から第5項までの規定に準じて取扱います。

7 加入者は、その加入者に係る加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことをB A Yに通知していただきます。

第19条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

B A Yは、加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行う場合、B A Yの係員は、所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者は、その自営端末設備を加入者回線から取りはずしていただきます。

第20条（自営電気通信設備の接続）

加入者は、その加入者に係る加入者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。

2 B A Yは、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続によりB A Yの電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。

ウ B A Yが別に定める自営電気通信設備の技術条件に適合しないとき。

3 B A Yは、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、B A Yの係員は、所定の証明書を提示します。

5 加入者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

6 加入者がその自営電気通信設備を変更したときについても、第1項から第5項までの規定に準じて取扱います。

7 加入者は、その加入者に係る加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りは

ずしたときは、そのことをB A Yに通知していただきます。

第21条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第19条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取扱います。

第22条（知的財産権および成果物の帰属）

加入者がアンケート等でB A Yに回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全てB A Yに帰属するものとし、加入者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使しないものとします。

第23条（通信の秘密）

B A Yは、事業法第4条（秘密の保護）および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

2 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。

- （1）通信当事者の同意がある場合。
- （2）刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）に基づく強制の処分が行われる場合。

第24条（権利義務の譲渡等の禁止）

加入者は、本規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与又は質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第25条（国内法への準拠）

この規約は日本国国内法に準拠するものとし、本サービスおよび加入契約により生じる一切の紛争等についてはB A Y本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

附則 本規約は2011年11月1日から適用します。